

金沢市建設工事に係る公募型指名競争入札実施要綱

(平成15年4月1日決裁)

改正 平成16年4月1日決裁
平成17年4月1日決裁
平成18年4月1日決裁
平成19年4月1日決裁
平成22年3月31日決裁
平成23年3月31日決裁
平成25年3月19日決裁
平成29年3月27日決裁
令和3年3月22日決裁
令和7年3月28日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めるもののほか、建設工事の請負契約に係る公募型指名競争入札（指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者のうちから、工事についての経験又は技術的適性の有無等に関する情報を募集し、当該募集に係る審査の結果に基づき入札に参加する者を指名する方式の入札をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 公募型指名競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、市長が公募型指名競争入札を実施する必要があると特に認めた建設工事とする。

(応募することができる者)

第3条 公募型指名競争入札に係る募集に応募することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年告示第319号）第5の1に規定する建設工事の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領（平成19年4月1日決裁）に基づく指名停止期間中でないこと。

(3) その他監理課長が工事ごとに次に掲げる事項につき、金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第50条の規定により設置された金沢市入札契約手続審査委員会（以下「審査会」という。）に諮って定めた基準に適合していること。

ア 対象工事についての本市建設工事の入札参加資格業種

イ 対象工事の業種に係る工事契約事務取扱要領に規定する総合審査数値

ウ 対象工事に係る業種についての建設業法第3条第1項の許可に係る営業所の所在地

エ 対象工事に係る業種についての建設業の許可の内容

オ 対象工事と同種又は類似の工事の元請け施工実績（原則として15年以内の実績とし、かつ、共同企業体の構成員としての実績の場合は、原則として出資比率が20%以上の場合の実績とする。）の内容

カ 対象工事に必要な資格及び経験を有する監理技術者の状況

キ その他対象工事の発注及び施工について必要な事項

（応募要件の決定等）

第4条 監理課長は、対象工事を発注する工事主管課長と協議のうえ前条第3号の基準の案を作成し、あらかじめ審査会に諮るものとする。

2 対象工事に係る基準は、審査会の議を経て、市長が決定する。

（掲示）

第5条 市長は、第3条に規定する応募することができる者の要件のほか、対象工事の概要、入札参加申請の手続及び技術資料の記載方法等について定め、金沢市契約規則第17条の規定に基づき掲示するものとする。

（公募型指名競争入札参加申込書等の提出）

第6条 対象工事の入札に応募しようとする者は、前条の掲示に定める期限までに、公募型指名競争入札参加申込書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 同種・類似工事の施工実績及び配置予定技術者の資格調書

(2) その他市長が別に指定する書類

（入札参加者の選定及び苦情申立ての教示）

第7条 市長は、前条の規定により応募があった場合は、入札に参加させようとする者を選定するとともに、当該応募者に対してその選定の結果を通知するものとする。この場合において、応募者のうちに選定しない者があるときは、審査会の審議を経なければな

らない。

- 2 市長は、当該応募者のうち選定しなかった応募者に対しては、金沢市契約規則第53条の規定による苦情の申立てをできる旨を教示するとともに当該入札参加者に選定しなかった理由を通知するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第8条 市長は、前条第1項の規定による通知の後において、当該入札に参加できる通知を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格者を入札に参加させてはならない。

(1) 第3条に掲げる入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 第6条の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

- 2 市長は前項の規定により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときには、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

(公募型指名競争入札の中止)

第9条 市長は、第7条1項の規定により決定した入札に参加させようとする者の数が2に満たないときは、公募型指名競争入札を中止するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則（平成16年4月1日決裁）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月19日 決裁）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月27日 決裁）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月22日 決裁）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月28日 決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。